

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部改正について

I 改正の背景

- (1) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備に係る接続料のうち加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 33 条第 5 項及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。）第 5 条において、長期増分費用方式に基づき算定することとされている。
- (2) 本件は、接続料規則及び第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（平成 31 年総務省令第 13 号。以下「平成 31 年改正省令」という。）の一部を改正し、長期増分費用方式による令和 3 年度の接続料算定に用いる入力値の更新等を行うものである。

II 改正の概要

長期増分費用方式による令和 3 年度の接続料を算定するため、接続料規則別表第 2 の 2 及び別表第 4 の 3 並びに平成 31 年改正省令附則別表第 3 の 2 及び附則別表第 5 の 3 に規定する入力値の更新等を行うものである。

III 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 条及び第 3 条の規定は、公布の日から施行する。